

東御市建設工事に係る市内本店扱い認定について

1 趣旨

東御市内に支店や営業所（以下「支店等」という。）を置き、地域に密着した活動を行う等、一定の基準を満たしている場合は、支店等を本店扱いとして認定します。

2 対象者

申請時点で、東御市が付与した建設工事の入札参加資格を有する者のうち、入札参加資格者名簿に登録された所在地が東御市内であり、かつ、支店等が入札参加資格者名簿に登録されている者とします。

3 認定申請

市内本店扱い認定を受けようとする支店等は、東御市建設工事に係る市内本店扱い認定申請書に、必要書類を添付し提出をお願いします。

なお、申請基準（１）から（４）までの全ての基準を満たす支店等が当該申請をすることができます。

申請基準	提出書類
(1) 東御市が付与した建設工事の入札参加資格を有する者のうち、入札参加資格者名簿に登録された所在地が東御市内であり、かつ、支店等が入札参加資格者名簿に登録されている者であること	なし
(2) 東御市と災害時における協定を締結している者であること	申請者が所属する協会・組合等と東御市が協定を締結している場合は、協会・組合等に所属している証明書
(3) 申請日前２年間継続して、東御市発注の除雪業務（融雪剤散布含む）の受託実績がある者であること	なし
(4) 申請日時点での支店等の開設後の通算年数が30年以上を経過した者であること	支店等の登記事項証明書等、開設後の通算年数が確認できる書類

4 申請方法

- (1) 期間 令和元年10月1日から随時、受付をします。（ただし、閉庁日を除く）
- (2) 提出 東御市役所総務部総務課契約財産係に申請書類を提出してください。

5 提出書類

- (1) 東御市建設工事に係る市内本店扱い認定申請書（様式第1号）
- (2) 添付書類・資料等
 - ① 申請者が所属する協会・組合等と東御市が災害時における協定を締結している場合は、協会・組合等に所属している証明書
 - ② 支店等の登記事項証明書等、開設後の通算年数が確認できる書類

6 認定審査

- (1) 市長は、東御市建設工事請負人等選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査に諮り、委員会が適当と認めた者について、市内本店扱いとして認定し、認定証を交付します。
- (2) 認定者の所在地、商号又は名称については、総務課にて公表します。
- (3) 必要に応じて、状況確認のための聞き取り調査等を行うことがあります。

7 認定の取消し

下記のいずれかに該当すると認めるときは、市内本店扱い認定を取り消します。

取消基準
(1) 申請基準（1）又は申請基準（2）を満たさないこととなったとき
(2) 申請時以降、毎年度継続して、東御市発注の除雪業務（融雪剤の散布を含む）の受託をしなくなったとき
(3) 東御市建設工事等入札参加資格に係る指名停止要綱（平成16年東御市告示第14号）第2条に基づく指名停止の措置を受けたとき。ただし、その場合の取消し期間は、当該指名停止期間とします。
(4) 市長が市内本店扱い認定が適当でないと認めるとき

8 認定の取消し審査等

- (1) 市長は、認定証の交付を受けた支店等が、取消基準のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の審査を経て、市内本店扱い認定を取消し、通知します。
- (2) 市内本店扱い認定の取消しを受けた支店等は、速やかに認定証を市長へ返還してください。
- (3) 市内本店扱い認定を受けた支店等が、取消基準のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨の届出を行ってください。

9 提出先（お問い合わせ先）

東御市役所総務部総務課契約財産係（本館2階）

〒389-0592 長野県東御市県281番地2

電話 0268-64-5805（直通） FAX 0268-63-5431